

会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について

部活動指導員及び教育研究担当として区立中学校及び済美教育センターに配置（兼任）した会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等の概要及び区の対応について、以下のとおり報告します。

1 事案概要

- (1) 公共交通機関を利用するとして通勤届の通勤方法とは異なる方法である自転車又は自家用車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。
- (2) 出張先へ自家用車で移動したにも関わらず、公共交通機関を利用した経路による旅行を行ったとして処理がなされ、旅費を不正に受給した。
- (3) 教育研究担当の業務に従事していたにも関わらず、同じ時間に部活動指導員の業務としても従事していたとして、重複して出勤処理がなされ、報酬を数回に渡り不正に受給した。

2 経緯

- (1) 令和6年3月25日、当該会計年度任用職員が、部活動指導員としての勤務地である区立中学校に自家用車で通勤していることが判明した。
- (2) 同日以降複数回に渡り、当該会計年度任用職員に対して、勤務実態に関する聴取を行い、通勤手当等を不正に受給していた事実を確認した。

3 会計年度任用職員の職務内容

当該会計年度任用職員は、令和2年度から5年度までの間、以下のとおり二つの職を兼任していた。

- (1) 部活動指導員：部活動の指導に関する職務（勤務地：区立中学校）
- (2) 教育研究担当：体力向上等に関する業務（勤務地：済美教育センター）

4 区の対応

- (1) 当該会計年度任用職員は令和6年度も更新予定であったが、今回の非違行為が判明したことから、令和6年度は任用しないこととした。
- (2) 当該会計年度任用職員から自認書が提出されており、不正に受給した通勤手当等の返還請求を行う。
- (3) 通勤手当の不正受給等の再発防止に向けて、改めて教育委員会事務局及び全区立学校において、会計年度任用職員への周知徹底を図る。